

令和3年6月市議会定例会提出案件

提出案件 16件	議案 11件	予算案件 2件 条例案件 7件 単行案件 2件	報告案件 5件
----------	--------	-------------------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和3年度会津若松市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和3年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第1号）

II 条例案件

- 1 会津若松市固定資産評価審査委員会に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例を廃止する条例
- 6 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 財産の取得について

IV 報告案件

- 1 令和2年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 令和2年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和2年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 令和2年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 令和2年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市固定資産評価審査委員会に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、固定資産評価の審査等に係る書面への押印を廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 固定資産評価の審査等に係る書面（審査申出書、審査に係る調書等）について、押印を廃止することとした。
- ② その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和3年7月1日から施行することとした。

2 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

- ア 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人の市民税の均等割の税率軽減及び所得割の非課税となる範囲の扶養親族について、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとした。
- イ 公的年金等の受給者の扶養親族申告に係る扶養親族を16歳未満の者に限ることとした。
- ウ 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例措置（セルフメディケーション税制）について、令和9年度まで5年間延長することとした。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響緩和を図るため、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置を、令和4年末までに入居する場合にまで延長することとした。
- オ その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

② 施行期日等

- ア ①のエ及びオは公布の日から、①のウは令和4年1月1日から、①のア及びイは令和6年1月1日から施行することとした。
- イ 必要な経過措置を定めることとした。

(2) 軽自動車税関係

① 改正内容

- ア 種別割のグリーン化特例（燃費性能の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分に限って税率を軽減する特例措置）について、軽減対象区分を見直すとともに、令和5年度に取得する分まで2年間延長することとした。
- イ その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

② 施行期日等

- 公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

- ア 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を3分の1とすることとした。

- イ 宅地等の保有及び取得に係る特別土地保有税の課税の特例措置について、令和5年度まで3年間延長することとした（なお、特別土地保有税は、平成15年度以降全国一律で課税停止中。）。
- ウ 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例期間を令和8年度まで5年間延長することとした。

② 施行期日等

- ア ①のアは特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から、①のイ及びウは公布の日から施行することとした。
- イ 改正後の条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用することとした。

3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、サービスの宣誓に係る宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

サービスの宣誓に係る宣誓書について、押印を廃止することとした。

(2) 施行期日

令和3年7月1日から施行することとした。

4 会津若松市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市片柳デイサービスセンター及び会津若松市南花畑デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市片柳デイサービスセンター及び会津若松市南花畑デイサービスセンターを廃止することとした。

(2) 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

5 会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止する条例

会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例

(2) 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

6 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

ひとり親家庭医療費の助成の対象となる児童の年齢について、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする事とした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

7 会津若松市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県屋外広告物条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 屋外広告物等の管理義務を負う者について、明確に規定することとした。
- ② 屋外広告物等の管理を行う者の設置の義務や資格等について定めることとした。
- ③ 屋外広告物等の点検の義務や点検を行う者の資格等について定めることとした。
- ④ その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和3年7月1日から施行することとした。ただし、(1)の④は公布の日から、(1)の②及び③について屋外広告物等の管理及び点検を行う者の資格に関する規定は、令和4年7月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
22,220,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目10番22号
株式会社ホシノ

2 財産の取得について

この案件は、除雪機械として、ロータリ除雪車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
ロータリ除雪車 1台
- (2) 取得金額
45,518,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
会津自動車工業株式会社

IV 報告案件

1 令和2年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た城前団地建設事業等について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 令和2年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た庁内情報化推進事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 令和2年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和2年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 令和2年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和2年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 令和2年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。